書等に示された内容（以下「標準案」という。）について、それと異なる施工方法等（以下「ＶＥ提案」という。）を評価し標準案は評価しない。

(ｱ)　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

(ｲ)　技術提案

(a)　指定テーマ：レーダ設備の消費電力削減に関する技術提案内容

(b)　指定テーマ：設備設置における施工管理、安全管理のための取り組み

③　入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者の申込みに係る上記①及び②により得られた標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

4　入札手続等

(1)　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係　電話022―225―2171㈹　内線（2526）

(2)　入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、公告の日から平成24年７月10日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前９時から午後５時（最終日は入札書受付締切時刻である午後４時）まで。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者に対しては、発注者の指定する方法（ＣＤ―Ｒ等による貸与等）で交付するので、上記(1)へその旨申し出ること。なお、他社が取得した入札説明書等を譲り受け、申請書及び確認資料を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局競争契約入札心得第５条に基づき、入札の取り止め等を措置することがある。

(3)　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法　上記(2)により、電子入札システムからダウンロードした又は発注者の指定する方法（ＣＤ―Ｒ等による貸与等）での交付を受けた当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等に基づき申請書及び確認資料を作成すること。申請書及び確認資料は、公告の日から平成24年５月23日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前９時（ただし、公告の日は午前９時30分。）から午後５時（ただし、最終日は午後４時。）までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出することもできる。

(4)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札の締め切りは、平成24年７月11日午後４時。入札書は電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出することもできる。開札は、平成24年７月13日午前10時00分東北地方整備局入札室にて行う。

(5)　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　競争参加資格確認通知の日の翌日から入札書提出期限の日まで

〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係　電話022―225―2171㈹　内線（2526）持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

5　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　東北地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。なお、保管金の納付又は利付国債の提供にあたっては、事前に上記４(1)の担当部局に連絡を行うこと。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、保管金の納付又は利付国債の提供にあたっては、事前に上記４(1)の担当部局に連絡を行うこと。

(3)　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。技術提案に当たっては、入札説明書等に示された内容（以下「標準案」という。）について、それと異なる施工方法等（以下「ＶＥ提案」という。）で施工する場合は、その内容を明示した施工計画書を提出すること。この施工計画書が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画書を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は標準案による施工計画書を提出すること。

(4)　上記３(1)により提出された施工計画書について競争参加資格確認通知に併せて技術提案の評価を通知する。通知する内容は、(a)については、技術提案ごとに加算点の付与の対象とする提案（「○」と表記）、及び実施不可の提案（「×」と表記）とする。(b)については、技術提案ごとに加算点の付与の対象とする提案（「○」と表記）、加算点の付与の対象としない提案（「―」と表記）及び実施不可の提案（「×」と表記）とする。なお、実施不可の提案とは、発注者が設定している標準案を満足していないなど技術提案として適正と認められない提案や現場条件により実施できない提案などである。

(5)　落札者の決定方法　落札者は、上記３．に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(6)　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(7)　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。

(8)　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後の技術提案の対象外とする。

(9)　手続における交渉の有無　無。

(10)　契約書作成の要否　要。

(11)　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

(12)　施工計画書のヒアリングを必要に応じて行う。

(13)　施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。

(14)　関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(15)　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４(3)により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(16)　本案件は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

(17)　詳細は入札説明書による。